

しらゆりデイサービス（通所介護及び

第一号通所事業所（通所介護相当）運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団英集会が開設するしらゆりデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護相当（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等の職員（以下「職員等」という。）が円滑な運営管理を図る。更には、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要介護状態（通所介護相当サービスにあつては要支援状態又は事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護（通所介護相当サービス）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業を行う職員等は、要支援、事業対象者及び要介護者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話（入浴、排泄、食事等などの介護）を行う。また、利用者の人格を最大限に尊重し、いかなる重度の利用者であっても人としての尊厳に十分配慮した介護を行う。また、事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、利用者が総合的なサービスを受け入れられるよう努力するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 しらゆりデイサービス
- ② 住所 岐阜県岐阜市安食一丁目87番地1

（事業所の利用定員）

第4条 利用者定員は20名とする。

（職員の職種、員数および職務内容）

第5条 勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

1 管理者

管理者は常勤1名を選定する。

管理者は職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも業務に携わるものとする。

2 従業員

① 生活相談員 1名以上

生活相談員は、本事業に対する事業利用の申し込みに係わる調整、利用者の相談、援助、介護職員に対する技術指導を行う。また他の従業員と協力して通所介護〔通所介護相当〕計画の作成等を行う。

② 看護師 1名以上

看護及び介護業務を遂行する。利用者の体調確認の中で、異変や健康管理上必要と思われる事柄等を認める場合は、主治医への連絡を行い対応する。

③ 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。関係法令に抵触しない範囲において、その業務を遂行する。

④ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

⑤ 栄養士 1名

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 営業日および営業時間は次のとおりとする。

1 営業日は、月曜日から土曜日とする。

ただし国民の祝日、8月14日、15日を含む数日および12月31日から翌年1月3日を含む数日は休業とする。

2 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 サービス提供時間は、午前10時15分から午後4時30分までとする。

ただし、電話などの問い合わせについては午前8時30分から午後7時までとする。

(通所介護等の内容)

第7条 本事業で行うサービス内容は次のとおりである。

①入浴サービス

②食事サービス

③生活指導（相談、助言・援助）

④アクティビティ

⑤機能訓練

⑥健康チェック

⑦送迎

⑧その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護又は指定通所介護相当サービスを提供した場合の利用料は以下のとおりとする。

- ①法定代理受領分 厚生労働大臣が定める額に負担割合証の割合を乗じた額
- ②法定代理受領分以外 厚生労働大臣が定める額
- ③その他の費用

以下については、別途徴収とする。

(1) 昼食代

(2) オムツ代

(3) パット代

(4) 日常生活において通常必要となるもので、利用者の希望により事業者が提供したものに係る利用者が負担すべき費用は実費で徴収する。

2 利用料等の支払を受けたときには、利用料とその他の費用（個別に区分）について記載した領収書を交付する。

3 事業提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、岐阜市、本巣市、山県市、神戸町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者及び家族は、事業の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用者が事業の提供中に病状の急変等緊急事態が発生した場合は速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者と話し合い周知徹底する体制を整備する。

(4) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(5) 措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

2 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置、再発防止のための改善策について記録をするものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う事とする。

(身体拘束及び行動の制限)

第13条 本事業所は、利用者または他の利用者に生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、措置を講じるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(災害対策)

第15条 消防法その他関係法令の定めるところにより、火災その他災害の発生を未然に防ぐよう努める。また、防火管理者を定め災害発生に備えて年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した通所介護等に係わる利用者および家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(個人情報保護)

第18条 事業所は、個人情報に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、体制を確立し個人情報の保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(その他の運営に関する事項)

第19条 本事業は住民、利用者に信頼される組織を目的とし、その達成のために次のような事項を定める。

- ①介護および看護職務の向上の為、定期的な研修機会を設ける。また、採用3ヶ月間は研修期間として、責任ある実務を行わせない。
- ②全職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中も退職後も保持する。
- ③事業所は、事業の関する頃苦を整備し、サービスの提供を終了した日から5年間保存するものとする。
- ④この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者および関係する職員の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は令和4年3月1日より施行する。

この規定は令和6年7月1日より施行する。